

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和3年8月20日（金）

10：02～10：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：菅 義 偉 内閣総理大臣

麻生 太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

武田 良太 国務大臣（総務大臣）

上川 陽子 国務大臣（法務大臣）

萩生田 光一 国務大臣（文部科学大臣）

田村 憲久 国務大臣（厚生労働大臣）

野上 浩太郎 国務大臣（農林水産大臣）

赤羽 一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉 進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

岸 信夫 国務大臣（防衛大臣）

加藤 勝信 国務大臣（内閣官房長官）

平沢 勝栄 国務大臣（復興大臣）

棚橋 泰文 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

河野 太郎 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

坂本 哲志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村 康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

平井 卓也 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

丸川 珠代 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

井上 信治 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

欠席者：茂木 敏充 国務大臣（外務大臣）

梶山 弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：坂井 学 内閣官房副長官

岡田 直樹 内閣官房副長官

近藤 正春 内閣法制局長官

欠席者：杉田 和博 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○政令 6件

○人事 3件

○報告 1件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○加藤国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、自衛隊の病院等において行う診療の増加に対応する必要な経費として、一般会計予備費から約93億円を使用するものがあります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、米軍使用施設・区域の追加提供等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、米軍が単独訓練を実施するため、東京都小笠原村の「硫黄島通信所」の一部を追加提供するもの等、計3件であります。

次に、「カナダ国」及び「ナイジェリア国」駐日特命全権大使の接受に御裁可を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、8月27日、信任状捧呈の予定であります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「行政手続法施行令の一部を改正する政令」は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正法の一部の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令等の一部を改正する政令」の2政令は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、「戸籍法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法の一部の施行期日を本年9月13日とするものであります。

次に、「防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき新たに設置された防衛装備庁の官署に在勤する職員に対する地域手当の支給割合等を定めるものであり、「自衛隊法施行令の一部を改正する政令」は、本年3月卒業の防衛医科大学校卒業生が離職した場合における償還金の算定の基礎となる金額を定める等所要の規定の整備を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、水産庁次長倉重泰彦に、日中漁業共同委員会委員たる日本政府代表等を命ずること外1件について、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、退官するものについて、御決定をお願いいたします。

次に、柴田巳千夫外432名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。なお、元参議院議員江田五月を従二位に叙するもの及び、元日本労働組合総評議会議長黒川武を従三位に叙するものがあります。

次に、「一般職の職員の給与についての人事院の報告及び勧告等」について、御報告があります。本件につきましては、去る10日に、国会及び内閣に勧告がなされたものであり、後程、河野大臣から御発言があります。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきましては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「日・イラン税関相互支援協定」に署名することについて、御決定をお願いいたします。本件は、迅速な通関及び密輸の効果的な取締りを行うため、税関当局を通じて情報提供等の相互支援を行うことを定めるものであります。なお、22日の署名まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「円借款の供与に関する書簡」をトルコとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「地方自治体環境改善計画」に、450億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○加藤国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、河野大臣。

○河野国務大臣：去る8月10日、人事院から、国家公務員の給与についての報告及び勧告が提出されました。この勧告を受けて、持ち回りにより第1回給与関係閣僚会議が開催され、国家公務員の給与の取扱いの検討に着手したところであります。また、同日、人事院から、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出が提出されておりますので、別途、この意見を踏まえ、必要な対応を検討してまいります。

○加藤国務大臣：次に、総務大臣。

○武田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。今回の公表から新たな令和2年基準に基づく指数への切替えを行いました。結果の主なポイントは、次のとおりです。7月の消費者物価指数は、1年前に比べ0.3%の下落となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.2%の下落と、12か月連続の下落となりました。これは、携帯電話通信料が下落したことによるものです。今後の新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、引き続き、物価動向を注視してまいります。

○加藤国務大臣：次に、文部科学大臣。

○萩生田国務大臣：国立大学法人大阪大学の学長西尾章治郎は、8月25日付けで任期満了となりますが、8月26日付けで再任いたしたいので、御了解願います。

○加藤国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

西村大臣から御発言がございます。

○西村国務大臣：本日から、追加7府県を含む13の都府県で緊急事態措置を、追加10県を含む16の道県でまん延防止等重点措置を、9月12日を期限として実施します。全国的に新規陽性者や重症者が急激に増加し、医療提供体制が非常に厳しい状況です。措置の対象である都道府県においては、酒類・カラオケ設備の提供停止とともに、より感染リスクの高い場所への人流や人と人との接触機会を減らすた

めに、百貨店等を含め、1,000平米を超える大規模商業施設での入場整理を徹底することとし、さらに地域の感染状況に応じた上乘せ措置も含め、強い措置を講じていただきます。総理からも経団連などに対してテレワークへの協力をお願いされましたが、私からも関西・中部・九州経済3団体に対して、テレワークの徹底、職場の感染対策の徹底、検査の拡充について、直接依頼しました。職場や学校だけでなく、これまで確認されてこなかった場面でもクラスターが多く発生しています。関係省庁におかれては、感染力の強いデルタ株を前提に、専門家の意見を踏まえたガイドラインの見直しを早急に御検討いただき、関係業界に対し、業種別ガイドラインの改定・進化の要請等の対応をお願いします。

○加藤国务大臣：なお、海外出張された文部科学大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔令和3年
8月20日〕（金）

◎一般案件

資料あり

○令和3年度一般会計予備費使用について（決定）
（財務省）〃 ○「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び
安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに
日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」
第2条に基づく施設及び区域の一部返還及び追加
提供について（決定）（防衛省）

資料なし

☆カナダ国特命全権大使イアン・ジェラード・マッ
ケイ外1名の接受について（決定）（外務省）

◎政 令

資料あり

○行政手続法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）〃 ○地方自治法施行令及び市町村の合併の特例に関する
法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）〃 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律施行令等の一部を改正す
る政令（決定）（同上）〃 ○戸籍法の一部を改正する法律の一部の施行期日を
定める政令（決定）（法務省）〃 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部
を改正する政令（決定）（防衛省）〃 ○自衛隊法施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

◎人 事

資料あり

☆水産庁次長倉重泰彦に日中漁業共同委員会委員た
る日本政府代表等を命じ、財務省大臣官房審議官
平池栄一外2名に日本国とアメリカ合衆国との間
の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設
及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位
に関する協定第25条による合同委員会日本政府
代表代理等を命免することについて（決定）

- 資料なし ☆ 判事兼簡易裁判所判事榑原信次外 1 名を願に依り
免ずることについて（決定）
- 資料あり ○ 元農林水産技官柴田巳千夫外 4 3 2 名の叙位又は
叙勲について（決定）

◎ 報 告

- 資料あり ☆ 一般職の職員の給与についての人事院の報告及び
勧告等について（内閣官房）

◎ 配 布

- ☆ 消費者物価指数（総務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和3年
8月20日〕（金）

◎一般案件

- 資料なし
- 税関に係る事項における相互行政支援及び協力に関する日本国政府とイラン・イスラム共和国政府との間の協定の署名について（決定）（外務省）
 - 〃 ○円借款の供与に関する日本国政府とトルコ共和国政府との間の書簡の交換について（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕